

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	カーム有限会社
【住所又は本店所在地】	東京都日野市万願寺 6 - 8 - 1 2
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和2年7月10日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	エブレン株式会社
証券コード	6599
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（有限会社）
氏名又は名称	カーム有限会社
住所又は本店所在地	東京都日野市万願寺 6 - 8 - 1 2
事務上の連絡先及び担当者名	エブレン株式会社 経営企画部 上村和人
電話番号	042-646-7171

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	上村 和人
住所又は本店所在地	東京都日野市
事務上の連絡先及び担当者名	エブレン株式会社 経営企画部 上村和人
電話番号	042-646-7171

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	令和2年6月29日
訂正箇所	添付書類である委任状の不備による、委任状の再提出。